

連絡とれるくんサービス利用規約 【現改比較表】 2020年6月30日現在	
--------------------------------------	--

~2020年6月29日	2020年6月30日~
-------------	-------------

第1条~11条 (略)	第1条~11条 (略)
別記 (略)	別記 (略)
料金表 (略)	料金表 (略)

～2020年6月29日

2020年6月30日～

附 則 (令和 2 年 6 月 26 日 A P S 1 第 00664035 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 2 年 6 月 30 日から実施します。

(経過措置)

2 令和 2 年 6 月 30 日から令和 2 年 9 月 4 日までの間に、当社の Web サイト (https://www.ntt.com/bizon/ws-sol04.html) により連絡とれるくんサービス契約の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、令和 2 年 6 月 30 日までにその利用が開始されたときは、料金表第 2 表 (工事に関する費用 (工事費 (附帯サービスの工事費を除きます。))) に規定する工事費を適用しません。

3 令和 2 年 6 月 30 日から令和 2 年 9 月 4 日までの間に、当社の Web サイト (https://www.ntt.com/bizon/ws-sol04.html) により連絡とれるくんサービス契約の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、令和 2 年 10 月 1 日までにその利用が開始されたときは、サービスの提供を開始した日を含む料金月から 2 料金月について、料金表第 1 表 (料金 (附帯サービスの料金を除きます。)) 2 - 1 - 1 (サービス利用基本料) に規定するサービス利用基本料の額にかかわらず、サービス利用基本料を適用しません。

4 令和 2 年 6 月 30 日から令和 2 年 9 月 4 日までの間に、当社の Web サイト (https://www.ntt.com/bizon/ws-sol04.html) により付加機能 (トーク機能に限りま  
す。) の請求を行った場合であって、令和 2 年 10 月 1 日までにその提供が開始されたとき

～2020年6月29日	2020年6月30日～
	<p>は、<u>その提供を開始した日を含む料金月から2 料金月について、料金表第 1 表（料金（附带サービスの料金を除きます。）） 2-2（付加機能利用料）に規定する付加機能利用料（トーク機能に係るものに限ります。以下この項において同じとします。）の額にかかわらず、付加機能利用料を適用しません。</u></p> <p>5 <u>この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p>6 <u>この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>